

2011年3月

貿易関係証明申請者の皆様へ

横浜商工会議所 国際部

非放射能汚染証明（非被曝証明）に関する対応について

このたびの東北関東大震災の影響による福島での原発事故を受け、海外の輸入者等から「日本からの貨物（主に食料品関連）が放射能に汚染されていないことを証明した書類」を求められるケースが出ています。

当所を含め、日本の商工会議所は基本的に、放射能汚染の有無を検査する機関ではないため、商工会議所が自主的に検査を行った旨の内容での証明をすることはできません。従って、直接的な放射能検査をご希望の際には、ご参考まで次の専門機関にご照会されますようお願い申し上げます。

- ① 社団法人 日本海事検定協会 <http://www.nkkk.or.jp/>
- ② 財団法人 日本分析センター <http://www.jcac.or.jp/index2.html>
- ③ 財団法人 日本食品分析センター <http://www.jfri.or.jp/>

なお、当所にサイン登録がある輸出者がご自身のフォーマット（自社のレターヘッド等）にて、例えば「工場は〇〇市に所在しているので、産品は放射能汚染されていない」「貨物は震災前に製造・船積されているので、放射能問題には関係ない」といった内容の自己宣誓文（原則は英語）であれば、その事実を示す資料（工場の所在地を示したパンフレット、自主検査報告書、輸出許可書等の写し）を必要に応じて添付のうえ、通常の「サイン証明」としてご申請いただくことは可能です。

ただし、作成した自己宣誓文が申請可能な内容であるか否かの判断についてはケースバイケースの対応となるため、文面の表現等にはある程度の制約があることをご承知置ください。ご参考まで、次に該当する場合は、自己宣誓文のサイン証明であっても当所で証明することはできません。

- 客観的な事実や根拠に基づかない主観的な内容が含まれている場合
- 事実と異なる内容が含まれている場合
- 何も根拠を示さず、単に「貨物は放射能に汚染されていない」という内容の場合
- 商工会議所が責任を負うことを示唆する内容が含まれている場合
- その他、当所が証明する内容として相応しくない内容が含まれている場合、等

また、上記①～③の専門機関等による検査証明書が日本語のみの発行で、輸入者等から当該証明書等の英文への翻訳証明という形で商工会議所による認証を受けるように要請があった場合は、通常の翻訳証明のように、①翻訳証明に係る宣誓文（当所所定のフォーマット）、②英語の翻訳文、③原文の検査証明書等、の順番でセットしてご申請下さい。サイン証明や翻訳証明の詳細については、マニュアルをご参照下さい。

《本件お問い合わせ先》

横浜商工会議所 国際部
Phone: 045-671-7406